

京都市告示第 658 号

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項に規定する騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域を指定する告示等の一部を次のように改め、平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

平成 30 年 3 月 30 日

京都市長 門川 大作

- 1 平成 21 年 3 月 30 日京都市告示第 519 号（騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定）の表中「及び第 2 種中高層住居専用地域」を「、第 2 種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。
- 2 平成 21 年 3 月 30 日京都市告示第 520 号（新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定）の表中「及び準住居地域」を「、準住居地域及び田園住居地域」に改める。

（環境政策局環境企画部環境指導課）